装管調第２８１９号
２７．１０．１

大臣官房会計課長
統合幕僚監部総務部総務課会計室長
陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長
海上幕僚監部装備計画部装備需品課長　殿
航空幕僚監部装備計画部装備課長
情報本部総務部総務課長
防衛装備庁長官官房会計官

防衛装備庁調達管理部調達企画課長
（公印省略）

ＬＯＡリクエストへの記載について（通知）

ＬＯＡリクエストの作成にあたっては、有償援助による調達の実施に関する訓令（昭和５２年防衛庁訓令第１８号。以下、「訓令」という。）第５条及び第６条第３項、有償援助による調達の実施に関する訓令の運用について（通達）（防装管第１９１３号。５２．５．２）第２項及び第３項の規定に基づき実施されているところ、以下の項目について措置されたい。

１　ＬＯＡリクエストの作成に当たっては、具体的な役務の内容や、費用の内訳について、引き続き合衆国政府（アメリカ合衆国軍隊及び相互防衛援助事務所を含む。）との間で十分に調整等することにより、受領検査に必要な事項が漏れなく記載できるよう努めること。
２　前項の調整等を実施した際は、その照会状況を確実に記録することとし、訓令第６条第３項の規定を円滑に実施するため、支出負担行為担当官に対し引合書の請求を依頼する際は、当該記録の写しを添付すること。
３　合衆国政府からの引合書の記載については、ＬＯＡリクエストの記載内容が反映されるよう、引き続き積極的に働きかけること。

写送付先：防衛装備庁調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長